

特別警報をご存知ですか？

特別警報は、大規模な災害の発生が切迫していることをお知らせする警報です。
普段からの備えと早めの行動があなたや身近な人の命を守ります。

特別警報の発表基準

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
地震 (地震動)	震度6弱以上または長周期地震動階級4の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報(震度6弱以上または長周期地震動階級4)を特別警報に位置づける)

※その他、高潮・波浪・火山噴火・津波に対しても、特別警報の位置づけがなされています。
表中の“数十年に一度”の現象に相当する降水量等の客観的な指標は気象庁ホームページで公表しています。

特別警報が発表されたら

- ・尋常でない大雨や暴風等が予想されています。
- ・重大な災害が起こる可能性が非常に高まっています。
- ・ただちに身を守るために最善を尽くしてください。

命を守るために情報の収集に努めてください

特別警報は、自治体や報道機関を通じて伝えられます。テレビやインターネット、自治体から発信される情報の収集に努めてください。



- ・「特別警報が発表されない」は「災害が発生しない」ではありません。
- ・これまでどおり注意報、警報、その他の気象情報を活用し、早めの行動をとることが大切です。
- ・ふだんから避難場所や避難経路を確認しておきましょう。

※気象庁HPより一部を抜粋して掲載

気象庁

気象庁ホームページ <https://www.jma.go.jp>

特別警報について <http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/tokubetsu-keiho/>



火災対策

住宅火災からの逃げ遅れを防ぐ！ 住宅用火災警報器！

1 消防法により、設置が義務付けられています

火災による犠牲者のうち、約7割が住宅火災によるものです。住宅用火災警報器は、火災により発生する煙などを感知し、音や音声により警報を発して火災の発生を知らせてくれます。警報器を設置し、家庭内での火災から命を守りましょう。

2 定期的に点検し、10年経ったら交換を！

住宅用火災警報器は、一般的に電池で動いています。火災を常に感知するために、常に作動しており、その電池の寿命も目安は約10年と言われています。「いざ」というときに適切に作動するよう、定期的に作動確認を行い、適切に交換をしましょう。

火災警報器の設置場所

- 寝室…すべての寝室(子ども部屋や高齢者の部屋など就寝に使われている場合は対象となります)への設置が必要です。
- 階段…階段の天井などへの設置も必要です。
- 台所…台所への設置も推奨しています。



住宅内取付位置図

